

第三回 参議院水産委員会議録 第八号

(一〇九)

昭和二十三年十一月二十五日(木曜日)

本日の会議に付した事件
○派遣議員の報告

○水産業協同組合法案(内閣送付)

○水産業協同組合法案(内閣送付)
○漁業権等臨時措置法案(内閣送付)
○水産金融に関する法律案(内閣送付)

午後二時三十二分開会

○委員長(木下辰雄君) これより水産委員会を開会いたします。前会に引続いて水産業協同組合法案外二案を議題に供します。質問がある前にこの法案につきまして神奈川県、千葉県、静岡県に現地において漁民を集めて一種の公聽会を開きになりましたので、派遣委員の御報告を頂きたいと思いまして、公聽会を聞きなりましたので、派遣を命ぜられ、現地の実情を聴取して参りました。以下報告を極く簡単に委員長外皆さんに御報告申上げます。会場は眞鶴町役場で、参加者は思つたより少なく、水産廳、県水産課、地方事務所、縣水産業会、その他眞鶴漁業会以下十一組合代表者、それから経営者、加工業者、眞鶴町長以下町役員の人々がその公聽会に出席なすつて

○青山正一君 漁業協同組合法案外二件に関しまして、國会より神奈川県の眞鶴へ派遣を命ぜられ、現地の実情を聴取して参りました。以下報告を極く簡単にさした方がいいという意見が多數ありました。又配当につきましても、これはいろいろなふうなわけじやなしに、自由にさした方がいいという意見が多數であります。又配当につきましても、これはいろいろなふうなわけじやなしに、自由にさした方がいいといふこと制限しない方がいいとの意見が多數あつたわけであります。それから業種別組合の場合、漁業從業者を加入させるという意見があつたのであります。況して利害の反対する組合員を入れてはならんという意見があつたのであります。これらは

おりました。開会時間は午後一時で閉会時間が六時に至るまで、約五時間に亘る間熱心に論議されたわけで、千田委員が座長をしまして、不肖私が司会となり討議をしたわけであります。問題の焦点はやはり当委員会において、各委員が熱心に論議されておるところが最も重要視されていたわけで、以下極めて簡単に御報告申上げます。組合員の資格についていろいろと質問がありましたが、結論として漁業により生計を営む者とした方がよいという意見が非常に多数を占めていたわけがあります。それから法人の組合加入につきましては、例えは從業者代表も入れた方がよいとの意見も非常に多数占めておつたわけであります。準組合員制度につきましては正組合員とか、或いは準組合員というような差別は絶対にないわけであります。それから組合の設備利用につきましては、これは自由に利用された方がいい、半分々といふようないふうなわけじやなしに、自由にさした方がいいという意見が多數ありました。又配当につきましても、これは非常に多かったわけであります。それから組合の制度につきましては、生産組合は、これは今後の協同組合の連絡のためにも絶対的に正組合員にせよといふ意見が多數占めておりまして、その他意見といたしまして、平均出資口数の二倍を超えてはならんというのは不合理で、かかる制度を撤廃して欲しいとの意見があり、特に全員熱烈に要望していましたことは、資金の裏附のことです。これがなければ、折角の法も机上の空論に終る虞れが多分にあるとの意見が多かつたわけであります。

八、九、十項、この三項の問題につきましては、業種別組合を作ること自体がよくない。況して利害の反対する組合員を入れてはならんという意見があつたのであります。これらは

おりました。開会時間は午後一時で閉会時間が六時に至るまで、約五時間に亘る間熱心に論議され、不肖私が司会となり討議をしたわけであります。問題の焦点はやはり当委員会において、各委員が熱心に論議されておるところが最も重要視されていたわけで、以下極めて簡単に御報告申上げます。組合員の資格についていろいろと質問がありましたが、結論として漁業により生計を営む者とした方がよいという意見が非常に多くておつたわけであります。組合員は代理人は組合員以外で認めるといふことが、不可解である。組合員、又はその家族に限定すべきであるとの意見が、最も重要な意見が全員で語られておつたわけであります。

○江熊哲翁君 それでは江熊委員から千葉縣の模様の概略を御報告いたしました。

○委員長(木下辰雄君) 次は千葉縣の代表から……。

○江熊哲翁君 それでは江熊委員から千葉縣の模様の概略を御報告いたしました。

○委員長(木下辰雄君) 次は千葉縣の

代表から……。

○江熊哲翁君

報告されましたのですが、千葉県の場合におきましても殆んど大同小異であります。尙詳しいことは報告書に書いてございますから、その報告書によつてござります。この会議でちよつと私思ひ付いたことを二、三申しますというと、会場に出席しておる人の年齢によつて考え方方が大変違つてゐる。若い二十代の人、三十前後の人も大分おつたのであります。こういう人の考え方は、大体一般に言われるところの進歩的分子だといわれる人たちであります。こういう人たちは現在の法案に対してもかなり不満な意を表しておることが多かつたと思ひます。この持つて行つた協議事項の中にも書いてある、例えば旧役員を追放すべきかどうかという、そういうものを選出しないようにしたらどうかといふような問題についても、少し年とつた人はもう間違ひなく、そういうことをしなくてよいということを言ひます。それから若い人たちはそういう規則を抱えた方がよい。實際古い幹部は一應除外した方がよいということをはつきり言つた。併しそうしなくとも民主的に協同組合ができるのだから、漁民の意思によつて選出することができるなら、それによつて淘汰すればよいのだといふような中間的な考え方の人もありますが、おしなべて若い人が比較的進歩的な意見が強く、年取つた人たちがいわゆる保守的だと、こういうことが言い得ると思ひます。そういうようなことは各條項について言われるわけです。従つて当日私共の持つておる各條項については必ず反対があり、必ず賛成があるということなんです。こ

うなければいけませんよ。そうしましてようという呼掛けをすることが私は非常によいのじやないか、そういうふうなふうに考えました。勿論漁業協同組合法は今度できるわけでありますか、農業協同組合法の方が一年ばかり先にできて、この運動に政府が専ら力を盡したということがそういう結果になつたのであることは私もよく分つておりますが、今後は一つ漁村にもそういう呼掛けるような機会を作るよう政府の方で考慮して頂きたい。こういうことがあります。大体私のこの際皆さんの前でお耳に入れて置きたいと思うことは、申合したよと御意見が出ましたことは、申合したよと申しますか、うに全部現地の公聴会と申しますか、現地の状況調査に当つては、必ず聞かれたということであります。つまり、ですから水産に深い関係が從來あつた法案を見たり、考え方付いたことは、漁民もそういうふうに強く考えておるということであります。委員会でではなくて、ここで皆さんが本当に議論をされたことは、やはり漁民の少くとも相当部分の人は強く主張しておるのである。私が平素仕事をしておることは決して無駄な仕事をしておるのではないものと私は自惚れられた次第であります。それからもう一つ最後に申上げたいことは、漁民がこの法案が一刻も早く実施されることを非常に希望いたしております。同時に漁業法の問題についても、一向まだよく勉強していないよりも、分つていなわけであります。こういうよくなつことについても今少し早く内容をはつきりしておきたいと思います。

きり知らして説明を聞きたい。我々は傳えられるところのようなことが事実とするならば、とても満足しかねるのだが、どういうふうになるだろうということにつきまして、深い関心を持つておつたようありましたから、政府においては機会ある毎に一つ漁業法の説明をして貰うこと、或いはいろいろと事情を聽取するというようなことについて特段な一つ御配慮を願いたいと、こういうようなことを思うわけであります、以上であります。

とか、或いは焼津、伊豆山、用宗、伊東、川奈浦その他市町漁組合の組合長とかいうふうで、殆んど水産縣の静岡といったしましては、約七十名余の人が参考されまして、そうして網代の小学校で一時にあすこに集まりまして、一時半から開会されましたのであります。網代町といたしまして殆んど初めてのことなどというようなことで、その傍聴者も殆んど三百七、八十名を超えるというような盛況さでございまして。その一項々々に対しまして、いろいろ燃烈なる意見の開陳があつたのであります。で、総体的に申しますと、やはり經營者側の立場から、或いは漁民の立場から、或いはその年輩の差違によりまして、或いは一つの経験の差違にもよりましていろいろ意見は分れたのでありますけれども、結局漁業するところの問題は、一刻も早く水産業協同組合、こうしたものを実施するようなふうに持つて行つて頂きたい、同時に完全なる漁業法の改正といふようなものも合せて行なつて頂きたいということに結論付けられたのであります。で、大体十八條の組合員の資格はどうかといふような問題につきましては、なか／＼活潑な意見がありました。一つの例を挙げて申しまするならば、三十日ぐらいの漁業を以て漁民とみなすかどうかといふようなことなんかにつきましては、可なり活潑な意見が一々具体的に指摘されて出たのであります。それから漁業法の海区調整委員選舉権及び被選舉権は、漁民の資格として九十日以上とあり、これも同じにすべきであるというような意見もともども出たのであります。大体この問題

につきましては、結論するところは、先ずこの漁業法のこの組合法規によつて行くということに対しまして、大体の賛同を得たのであります。

組合地区内の住所に関する件といふこの問題につきましては、殊に地元の網代といふような所は漁村地区が非常に険のため、長男といふような人はこの地に留まるけれども、次男、三男は、例え隣り地区の熱海地区といふような所に行かなければならぬ。ところがその漁業の本拠とする所はここであるというような点で、地区的問題には、相當もつと抜けたらしいとか、或いはいろいろこれに対しまして細かい説明を庄司事務官からなされまして、大体将来に対する、そうした面について行くといふようなことで了承されたよう思います。

それから施設の組合員外の利用の問題につきましても、一方は可とする者もあり、一方は否とする。例え否とする者は現在の統制下においては差支ないけれども、これが撤廃の際においては、共同販賣の場合は無制限の員外利用は、大漁時不當に魚價の引下を画策される虞れがあるから、制限を付したいというような意見も出たのであります。ところが清水港といたしまして「かつを」船でも千五、六百万円、「さば」船でも三、四百万円は掛かるので、原産よりも脇から入つて来る生産が多いから、そういうような制限を設けて貰つては困るというような意見も出ておりました。

それから三番目に業種別組合の場合、從業者の加入の可否は、これは原案通りで差支ないといふ意見もありましたし、この從業者を省くか省かぬかといふ問題は、これは省いて呉れといふ意見もありましたし、省かん方がいいといふ意見もありましたが、大体に於ては、例えは漁業組合通り行く、それが將來において大いに考慮して頂きたいといふようなふうであります。

四の議決権及び選舉権の代理行使の可否につきましては、選舉に代理行使をなすことは不合理と考える故に、内にしたいといふような意見も出でます。選舉でなく、選任して置く方がいいという意見と、逆に代理行使を多数にすると弊害が伴うから原案のごとく二人以内にしたいといふような意見も出でました。

五、漁民以外の理事及び参事を設けることの可否。これはなか／＼活潑な意見がございましたが、要是その組合員の自主的な在り方において決定すればいいやないかといふような結論になりました。

六、総代会制度はどうか。この総代会制度につきましては、今後組合員の数が増加するは必至であるから、総代制は必要である。而して総会に代る議決権を総代に持たせたい。総代の数の五十人は多過ぎるから二、三十人くらいにしたいといふような意見が出ておりました。

七、生産組合制度はどうか。これにつきましては、約百三十トンくらいの「かつを」船でも千五、六百万円、「さば」船でも三、四百万円は掛かるので、原案では從業員の大規模の出資は困難ではないかといふような意見が出来ました。

八、連合会制度中、信用に關する連合会の分離はどうか。連合会に金融面を分離するのは反対である、農業組合のごとき規模にては分離してもよいが、漁業協同組合は資金面が小規模で、金融面で独立は困難であるから、他の経済面と共に一体として行きたいといふような意見が強く出ておりました。

十、經濟的行爲を行わない連合会は全國地区でも設立できるようにする必要がありますかといふ問題であります。が、「かつを」「まぐろ」漁業組合のごとく中央機関があるので、漁業組合の中央連合会のないのは遺憾であるからその連合会を設けたい。又全國の連合会は組織する必要があるといふような意見も強く出ておりました。

十一、加工業協同組合制度を認める必要があるか。現在加工業者は委託加工の經營をしておるので、今後もこれで行けるから、加工組合の制度は必要がないという意見と、それから加工業者組合制度を必要と認める、それから加工業者組合の制度の必要は認めないという意見が相半ばしております。

十四、協同組合の役員に旧漁業組合の役員を排除するの憲法違反ではないかといふ強い意見等が出ましたが、結局これは組合員の自由意思で選挙するのであるから、ここで詮議する必要はないのではないかといふような意見もありました。

十五、協同組合の役員に旧漁業組合の役員を排除するの憲法違反ではないかといふ強い意見等が出ましたが、結局これは組合員の自由意思で選挙するのであるから、ここで詮議する必要はないのではないかといふような意見もありました。

十六、漁業の解体整理に関する整理案、大体一時半から六時半今までいり、又一つは從來の法規では漁業の自営に制限があつたので、匿名組合を組織して定置網漁場を經營して來たが、原案でこれが法人格に認められたのは喜ばしいが、これに漁業権の裏付けを置いて貰いたいといふような意見も出でました。

感傷的な要素でないと私は痛感しておるのでありますから、是非業界の達人の方の出身であられる長官は、この点十分御勘案下さいて農林大臣並びに食糧局長官或いは安本等と直ぐさまに御折衝になつて、そうして本臨時国会でできなくとも第四回通常国会においては何らかの具体的措置をとつて頂くよう重心から要望して止みません、以上。

○委員長(木下辰雄君) 只今出張班の御報告によつて各現場においての最も熱心に、而も適切なる意見を聽取されました、この漁業協同組合その他の関係についても資するところが非常に多かつたろうと思ひます。皆さん、現地に行かれましたことにつきまして水産長官なり政府当局に何か御質問がありましたらここの際……。

○青山正一君 この一昨日ですか一昨日農林大臣がこちらへお出になつていろいろ、私も質問したのですが、皆さんはその明快なる答弁だと何とか何とか言つて大分おだてておつたらしいのですが、私の質問に対する余り明快でもなかつたのです。それで一つ水産長官にお聞きしたいと思っておりますとが、実はこの生産組合の問題です。この生産組合の場合は協同生産体つまり協同精神というものが基礎となると思うのですが、これがうまく行くかどうかということはやはり先般から淺岡議員辺りから盛んに言われておりますところのこの資金等の調達とかいうものは、当局においては相当にこれは責任を負わなければならん、長官はまして程矢野先生もおつしやつておつた定置の全國團体の会長であつて、この米かということはやはり先般から浅岡議員の問題とかあるいは金融の問題等について非常に今まで御苦勞なつておられ

るわけなんですが、これなんか、この間農林大臣の話では余りはつきりしたことと言わないのですが、例えば沿岸漁業の定置漁業等についての金融の関係が相当、なんか、今後は生産組合の形が変つて行くわけですが、相當に附屬於なるようなことで仕事が進んでおるのですか、どうですか。それからもう一つ考えられることは、例えば揚縄一統ならば一統、それから「かつお」(まぐろ)「これは沿岸漁業としてやつておるところもありますからして、これもやはり一隻なら一隻で、そういうた生産組合、そういうふうな一統が生産組合を作つて、それで協同精神というよりも雇われておる人間だといふ考へで、その点が生産組合かですね、親分子分というようなことで、ちよつと或る意味におきましても使われておる人と雇つておる人間との間にいろいろな問題が惹起しておる。そういうた点が弱点となりはしないかと私は心配しております。

しいところいう主張をしておりますが、省内にいろ／＼な空氣もありますので、その辺はまだ決まっておりません。併しできるならばそういう専門のものを作らなければ、本当の目的は達せられないのではないか、こういうふうに考えております。併しながら今後できるもののみを当てにしておることは事情が許しませんので、御承知の通りに第三、四半期は定置に限らず揚縁と以東底曳というような沿岸のものを含めて一億六千万円と、いうような予想をしたのであります。これも果してその通り枠だけは決まりましたけれども、融資が實際に行われてないといふことを私共は非常に各方面から要望を受けているのであります。むしろ非難を受けておるのであります。これは御尤もな非難であつて、何とか枠だけは決めても實際に金が出なければ、殊に最近漁期が迫つておつても、枠だけ貰つて資金が得られない、こういうような事實を承知しておるのでありますので、これについては係の者と一緒になりまして、実現に努力をしておるわけであります。今の大体金融はそういうことであります。

農林省としての粹でありまして、これは向うの手持ちの都合とかいうようなことがあります。併し今までのところ金融関係との連絡も十分ついておりませんので、実は来週の月曜日に水産廳としましては、中金、復金、日銀、その他の関係首脳者に来て貰つて懇談会を開催する。そうしてその粹の実現を要望する、こういうことにいたしておりますわけあります。

○淺岡信夫君 それにつきまして、この委員会としてはどういうふうに委員長はお考えでしようか。これは後でよろしいですが、ちょっと一應申上げて置きます。

○政府委員(飯山太平君) それからこの生産組合の、今の共同経営ですが、親分子分というようなお話があつたのであります。これがこの法案の精神から見ましても、そういう点が多分にあると思うのであります。これはこの法案の実施に当りまして、我々が十分にそういうふうな点を打破して行くといふことに努めて行きたい。こういうふうに考えております。それからもう一つ、大資本家方面の協同組合に対する動き如何、こういう御質問であります。それが、これは私具体的には聞いておりません。

○青山正二君 生産組合に対するです。

ね。

○政府委員(飯山太平君) 生産組合に対する大資本家方面の、特にそういう者に対し反対するとかといふような空氣はあるようになります。それからもう少し今後そういうことがあります

ば、これは私といたしましては、この法の精神を十分に理解して貰うよう努労いたしたいと、こういうふうに考えております。それから先程皆さんから「早起き鳥」のお話のときに、漁村の皆さんという言葉が欲しい……。これは誠に御尤もなことで、少くも我々水産に従事する者は、常に漁民諸君に感謝の念を持つておるということは非常に大事なことだと思うのであります。若し本当に感謝の念を持つておれば、当然これは出なければならん言葉であります。今までその実行ができるなかつたことは、これは誠に相済みませんが、今後の機会においてできるだけこれを、本当に感謝するというような気持でこの言葉を使うようにいたしたい、こういうふうに考えます。只今放送のこととちよつと御参考に申し上げて置きますが、「早起き鳥」で一ヶ月に六、七回協同組合法案と漁業権制度の改正法案、これを放送いたしておるわけであります。更に「明日の食糧」という午後七時半の放送時間がござりますが、これで月平均四、五回やつております。今後は若しこの法案が幸いにして両院を通じて実施ということになりますれば、更に回数を殖やして、これが普及徹底化するように宣傳に放送を利用したい、こういうふうに考えております。

りませんので、その点もいろいろ相談しておりますが、農林調整事務所といふのが農林省の全体の資材の仕事をする所になつておりますので、水産だけを特に分割してどうするということはしにくい状態にあるのであります。併し遺憾のなきを期するようには努力をしておられます。それが、これはお説通りであります。実際重労働ということであれば、私共は炭鉱の坑夫諸君に比して劣らない非常な過激な労働だ、重労働だ、こういうふうに承知しておりますので、実け食糧管理局 安本、その方面にも私が出かけまして、目下具体策について相当進んだ交渉をいたしております。併し漁業の方には御承知の通り不漁の場合はあるので、リンク制では実際重効かない。併し不漁の場合は更に余計費用は掛かる。この不漁対策について又何とかリンクによらないで供給されようかと思つておりますが、ところが加配米の枠の拡張は毎年五月に決まるのだそうであります。それで根本的に基準配給によるということは遺憾ながら只今のところ実行できないので、何か暫定的な処置でやつてよろしい。來年の五月には漁業米制度といふものを作つております。恐らく現在は五目に枠を決められたために、超過供出による点まで増加はできるだろう。これは定置、揚綱、以東底曳、こういう沿岸漁業の方にも及ぼすかと思つております。

○矢野泰雄君 この法律案は勿論まだ討論の時期でもないのですが、私は次に制定せらるべき漁業法の立法問題とも関連しますので、ここで私の希望を申述べて置きたいと思います。

大体この立法、司法、行政において、我が立法院であるところの國会は、國会みずからが立法するといふことは、民主國家の常識でなければなりません。然るに今まで第一回、第二回、第三回と、こゝ國会の實際の成績を見てみると、殆んど十分の一か二十分の一を立法院が立法し、その十倍、二十倍は政府みずからが立法する。これは非常な民主國家としては幼稚園の実績しか示しておらないのであります。今度制定せられんとするこの協同組合法も、早急の間に臨時國会においてこれを可決いたしたといったとしても、相當私は各實際の場の声を聽いて、次の通常國会においては修正すべき所が沢山あると思うのです。そういうことが予想されるくらいでありまして、その予想に前提を置いて、私は次に制定せらるべき漁業法のごときは、是非とも國民の公正なる声を聽き、又漁業の場の嘗む人、從事する人の声を公正にこれを聽取して、政府自体が立案する上についても、政府自体がその声を聽くようには積極的であらねばならんと思う。而してこれを鞭撻して最もよりよき立法をするために、我が參議院の水産常任委員会は、挙手傍観する態度でなくして、一步二歩進めて、今回三班に分けて現場におけるその声を聽いたように、第四國会の開会前に各班に分れて、各現場の声を、協同組合法並びに漁業法等の立法についての公正なる所見を蒐集するというような場合

から、そうした計画をわが常任委員会は事前になすべきだと思います。よほんば解散という現実にぶつかりました。議長の職権において、水産常任委員会という権限でなくして、参議院議長としては、議長自体が衆議院が解散され参議院が閉会となつた場合においてもその権限行使することが許される唯一の途でありますから、大いに一方には総選挙等の騒々しい場面があらうとも、我が参議院は眞に水産の将来を考え、そうして十二分に正當なる声を聴くというような措置を取る必要がありますから、委員長は然るべく予めこの問題について腹を持つて頂きたいと思います。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

合、第四國會に十二月から直ちに入りますから、その場合は委員長の提案通りで結構です。若しもこれが解散せられた場合は衆議院が解散となり、我が參議院は閉会となりますので、そこでいわゆる委員会としての権限をそのまま行使することはできないから、それで結局議長の職権でできるわけです。だから出張等も議長の職権で……、それで若しも緊急集会を政府が要請しました場合には、その緊急集会中の本会議並びに委員会はあらゆる機能をそのまま発揮することができるのです。

○委員長(木下辰雄君) 閉会中でありますれば、小委員会を作つて継続審査の方法もありますからして、皆さんの御意思があるならば、ここで小委員会を作つたらと思いますが、如何ですか。

○青山正一君 どうですか、水産物増産対策に關する調査というものは、そういうふうな問題も全般的に含まれておるわけではないですか。

○委員長(木下辰雄君) そうです。委員会としてはやれるのです。

○青山正一君 これを先程言つた矢野さんの問題に結び付けちやつて、閉会中も引続いてこの問題をやつて行くということにできるのですね。

○委員長(木下辰雄君) それはできま

すよ。私の言うのは、金融問題だけでも小委員会を作るかいかどうかということでお話しておるのであります。

○矢野西雄君 十名に大体委員がなりましたし、成るべくなれば余り小さく、二十五名時代と違つて全委員が全問題について責任を持つというふうに、運営の根本原則を大体決めておいて、是非この問題だけは小委員会を作

第二百三十三号 昭和二十三年十一月

紹介議員 木下辰雄君

はん濫のため、被害を受けた和歌山縣

月十一日受理 豊ノ浦漁港船だまり場築設に関する請願

第二百六十四号 昭和二十三年十一月十二日受理

下の水産関係施設は、六箇所であるが、これをこのまま放置すると被害は益を増大するばかりでなく生産にも支障をきたす虞れがあるので、至急復旧をする必要があるが、漁村はもちろん県においても財政極めて困難であるから、水産関係災害復旧事業に対し高額の補助金を交付せられたいとの陳情。

請願者 愛媛縣北宇和郡伊方村長 林満繁外十九名

寄魚漁業(ほら、すずき)を根付漁業に編入の請願

紹介議員 中平常太郎君
豊ノ浦漁港の船だまりは小規模のため、漁船の收容力がすくなく且つ構造が不完全のためしけごとに被害を受け

る漁船の数もすくないでの、やむを得ず伊方港浦港または、八幡浜港に避難している実状であるから、漁業者唯一の財産である漁船の安全を期し、漁獲能率を増進するため同港の船たまりを修設せられたいとの請願。

第二百五十一号 昭和二十三年十一月十一日受理 政治船入ま完成促進に関する請願

第七十号 昭和二十三年十一月十一日受理

業は定着性の水産動物に限られているがこれは、瀬戸内海漁業の実体を無視するものであつて関係漁民の死活問題となるから、ほら、すずきの寄魚漁業を期間を定めて根付漁業に編入されたいとの請願。

紹介議員 君 木下源吾君 河崎ナツ
七名
北海道利尻郡仙法志村の政治船入まは昭和十一年度に國費で小漁港として築設されたが、しゆんせつが不充分であり、また常に西風を受けるので、漁船の入港、收容に不便が多いから、本村の使命であるにしんの「わく取り」や沖合漁田の開発のために防波堤を含むそう合築設工事を國費をもつて促進せられたいとの請願。

第六号 昭和二十三年十一月十一日受理 漁業法改正並びに水産業協同組合法制定に関する陳情

宮城縣本吉郡唐桑村字馬場一〇六
梶原克志外四名

北海道利尻郡仙法志村の政治船入まは昭和十一年度に國費で小漁港として築設されたが、しゆんせつが不充分であり、また常に西風を受けるので、漁船の入港、收容に不便が多いから、本村の使命であるにしんの「わく取り」や沖合漁田の開発のために防波堤を含むそう合築設工事を國費をもつて促進せられたいとの請願。

第二百六十号 昭和二十三年十一月十一日受理 政治船入ま完成促進に関する請願

第七十二号 昭和二十三年十一月十一日受理

和歌山縣の水産施設災害復旧事業費國庫補助に関する陳情

請願者 古湊二二福島縣石城郡小名浜町
險組合内 水野政二郎
漁船保険に関する請願

和歌山縣石城郡小名浜町
古湊二二福島縣漁船保険組合内
水野政二郎
去る八月二十六日の豪雨による河川の

昭和二十三年十二月十日印刷

昭和二十三年十二月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局